

入札公告関係資料正誤表

平成13年11月8日に公表した入札公告資料について、下記とおり修正等いたします。

資料名	頁	項目	訂正前(下線部は削除又は修正部分)	種別	訂正後(下線部は削除又は修正部分)
入札説明書	10	5(2)イ 資料説明会	資料説明会参加申込書(様式63)	修正	資料説明会参加申込書(様式60)
	11	5(2)ウ 現況説明会	現況説明会参加申込書(様式64)	修正	現況説明会参加申込書(様式61)
			1 質問につき質問書(様式65)	修正	1 質問につき質問書(様式62)
	12	5(2)エ 質問書受付	質問書提出届(様式66)	修正	質問書提出届(様式63)
			5(2)シ 入札書の改札及び落札者の決定	入札書(様式9)	修正
	13	5(4)ウ 仮契約の締結	出資者保証書(様式67)	修正 追加	出資者保証書(様式64) (様式未整備のため追加)
16	設備計画図「様式」欄	電気、空調、給排水衛生ともに枚以内	修正	電気、空調、給排水衛生ともに1枚以内	
業務要求水準書	-	目次 第5 その他 別紙5 余熱利用について	57(頁)	修正	55(頁)
	7	(7)ウ(イ) 換気設備	熱、水蒸気、油、粉塵、臭気 <u>を除去し適切な換気設備を設ける。</u>	修正	熱、水蒸気、油、粉塵、臭気 <u>を除去するの</u> に適切な換気設備を設ける。
	17	4(2)第三体育室「改修内容」欄	前面フローリング張り	修正	全面フローリング張り
	25	(6)ア(ア)	文化・学習施設、スポーツ施設及び宿泊施設を利用する青少年団体の利用については、休日等の利用について他よりも一定期間優先して受け付ける。 「青少年団体」とは、22歳以下の者及び大学生以下が過半数を占める4名以上の団体をいう。	追加	文化・学習施設、スポーツ施設及び宿泊施設を利用する青少年団体の利用については、休日等の利用について他よりも一定期間優先して受け付ける。ただし、 <u>プール利用は、主な利用が個人であるため青少年団体を特に優先することとはしない。</u> 「青少年団体」とは、22歳以下の者及び大学生以下が過半数を占める4名以上の団体をいう。

資料名	頁	項目	訂正前（下線部は削除又は修正部分）	種別	訂正後（下線部は削除又は修正部分）
契約書 （案）	6	第12条第5項		新設	事業者が都から既存棟を借り受けた後1年以内に、既存棟に瑕疵があることが判明した場合、事業者は、都に対して、当該瑕疵の存在の判明から1年以内に限り、当該瑕疵に起因して発生する一切の損害（事業者の得べかりし合理的な営業上の利益を含む。）の補償を請求することができる。 この場合、都と事業者は、事業者の得べかりし合理的な営業上の利益の価額を協議の上、決定する。
	7	第14条（設計変更）第5項	都が、工期の変更を伴う設計変更又は民間事業者提案の範囲を逸脱する設計変更の提案を行った場合、都及び事業者は、その当否について協議する。ただし、当該設計変更に要する費用は、都が負担するものとする。	修正	本条第1項ただし書きの規定にもかかわらず、都及び事業者は、協議の上、双方の合意により、工期の変更を伴う設計変更又は民間事業者提案の範囲を逸脱する設計変更を行うことができる。この場合、設計変更にかかる費用は都の負担とする。
	41	別紙3 日程表	<u>7</u> 運営期間 <u>8</u> 譲渡前検査及び施設譲渡	修正	<u>6</u> 運営期間 <u>7</u> 譲渡前検査及び施設譲渡
	59	別紙12 業務報告書の構成	1 運営業務 ・施設営業報告書 ・施設提供業務報告書 ・コース・スクエア業務報告書 ・レストラン・売店業務報告書 ・営業及び広報活動業務報告書	修正	1 運営業務 ・施設提供業務報告書（活動室部分） ・施設提供業務報告書（宿泊室部分） ・コース・スクエア業務報告書 ・レストラン・売店業務報告書 ・営業及び広報活動業務報告書
落札者決定 基準	-	目次	4 参加資格審査 (1) 参加資格審査 (2) VE提案事前確認 (3) 入札金額の確認 (4) 提出書類の確認 (5) 基礎項目の審査（確認） (6) 加点項目の審査 (7) 総合評価	修正	4 資格の内容 (1) 参加資格審査 (2) VE提案事前確認 (3) 提出書類の確認 (4) 基礎項目の審査（確認） (5) 加点項目の審査 (6) 入札金額の確認 (7) 総合評価

資料名	頁	項目	訂正前(下線部は削除又は修正部分)	種別	訂正後(下線部は削除又は修正部分)
落札者決定 基準	5	施設整備計画「様式欄」	電気、空調、給排水衛生ともに枚以内	修正	電気、空調、給排水衛生ともに <u>1</u> 枚以内
	6	維持管理業務「提出書類」欄	保安警備業務要求計画書	修正	保安警備業務計画書
様式集		様式9	事業計画提案書類提出一覧表	削除	事業計画提案書提出一覧表
		様式20-2	施設整備計画関係	追加	(2) 施設整備計画関係
		様式40	(表題を追加)	追加	(4) 維持管理業務
		様式42	設備機器運転管理業務提案書	修正	設備機器運転管理業務計画書
		様式44	維持管理業務	追加	(4) 維持管理業務
		様式47-1～様式47-7、 様式49及び様式50	(表題を追加)	追加	(5) 資金計画関係
		様式52	文化・スポーツ教室等施設有効利用促進 の事業計画書	修正	文化・スポーツ教室等施設の有効利用 計画書

平成 年 月 日

東京都知事 様

出 資 者 保 証 書

東京都及び株式会社 (以下「事業者」という。)間で本日付で仮契約が締結された区部ユース・プラザ(仮称)整備等事業契約(以下「事業契約」という。)に関して、出資者である、 (以下「当社ら」という。)は、本日付けをもって、都に対して下記の事項を誓約し、かつ、表明及び保証致します。なお、特に明示の無い限り、本出資者保証書において用いられる語句は事業契約において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 事業者が、平成 年 月 日に、商法上の株式会社として、適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 事業者の本日時点における発行済株式総数は 株であり、うち、 株を が、 株を が、それぞれ保有していること。また、平成 年 月 日までに、事業者の資本金を金 円以上とすること。
- 3 事業者が本件事業を遂行するために行う資金調達を実現することを目的として、当社らが保有する事業者の株式を金融機関に対して譲渡し、又は同株式上に担保権を設定する場合、事前にその旨を都に対して書面により通知しその承諾を得た上で行うこと。また、担保権設定契約書及び融資契約書の写しをその締結後速やかに都に対して提出すること。
- 4 前項に規定する場合を除き、当社らは、事業契約が終了する時まで事業者の株式を保有するものとし、都の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。
- 5 出資者は、事業者を、事業契約終了の日から540日が経過する日まで解散しないこと。

以上

住 所

代表者
代表取締役社長 [] 印

住 所

代表者
代表取締役社長 [] 印